

**埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例  
が施行されます**  
ーエスカレーターは立ち止まって利用しましょうー

県議会令和3年2月定例会において成立した「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」が、令和3年10月1日に施行されます。

本条例においては、エスカレーターの利用者の義務として「立ち止まった状態で利用しなければならない。」と定めるとともに、管理者の義務として「利用者に対し、立ち止まった状態でエスカレーターを利用すべきことを周知しなければならない。」と定めています。

そこで、県では、県内主要駅での街頭キャンペーンなど、県民の皆様へエスカレーターの安全利用を呼び掛ける取組を実施します。

また、管理者による周知を支援する取組も実施します。

## ● 取組の概要

### 1 広報媒体を活用した啓発

- (1) 県広報紙「彩の国だより」10月号への掲載
- (2) テレビによる啓発（テレビ埼玉でのCM放映）
- (3) ラジオによる啓発（FM NACK5でのCM放送）
- (4) New Days ビジョンでの映像による啓発（県内30駅）
- (5) スポーツ施設の大型ビジョンによる啓発（埼玉スタジアム2002、NACK5スタジアム大宮、メットライフドーム 他）

### 2 街頭キャンペーンの実施

- (1) 日時及び場所  
9月27日（月）8：00～8：30  
浦和駅、大宮駅、川口駅  
10月4日（月）8：00～8：30  
東川口駅、所沢駅、八潮駅、南越谷駅・新越谷駅  
10月5日（火）8：00～8：30  
北朝霞駅・朝霞台駅、川越駅、熊谷駅、久喜駅
- (2) 参加者  
県、地元市、鉄道事業者等

### 3 管理者への支援

ポスター、PRシール及びアナウンス音声データを作成し、管理者へ配布



### 4 市町村等への啓発協力依頼

ポスターの掲示や市町村広報紙、デジタルサイネージ等での啓発